鹿島市告示第９６号

鹿島市市有財産（土地）の売払いに係る一般競争入札について

鹿島市市有財産（土地）の売払いを一般競争入札により実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和４年１２月２８日

鹿島市長　松尾　勝利

１　一般競争入札に付する物件　　（単位：㎡、円）

物件番号	所在地	地目	面積	都市計画用途地域	予定価格（最低入札価格）
4-①	鹿島市浜町1348番1	宅地	289.03	工業地域	5,173,637
4-②	鹿島市浜町1348番2	宅地	283.20	工業地域	5,069,280
4-③	鹿島市浜町1348番3	宅地	295.61	工業地域	5,025,370

２　一般競争入札の参加資格等

(1) 個人又は法人とします。

(2) 次に該当する人は、申込者となることができません。

ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者などの地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者

イ　鹿島市税の滞納がある者

ウ　鹿島市以外に住所を有する者については、住所地における税の滞納がある者

エ　市長が特に不適当と認める者

３　参加申込みの方法等

(1) 申込みの方法

一般競争入札に参加を希望される方は、次の書類に必要事項を記入のうえ、事前に鹿島市都市建設課住宅係窓口まで持参してください。また、２つ以上の物件の申込みを希望される方は、入札順位の早い物件の一般競争入札参加申込書（様式第１号）に、次のイ～カの原本を添付し、それ以降の入札順位の申込書には複写を添付しても構いません。

ア　一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　印鑑登録証明書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１通

ウ　鹿島市税に滞納がない旨の証明書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１通

エ　鹿島市以外に住所を有する者については、住所地における市町村税の滞納がない旨の証明書（様式第２号）　・・・・・・・・・・・・・・　１通

オ　住民票抄本（法人の場合は、商業又は法人の登記事項証明書）・・・　１通

カ　誓約書（様式第３号）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１通

(2) 受付期間

令和５年１月２３日（月）から令和５年２月２８日（火）

（午前９時から午後５時まで。ただし、土・日・祝日を除く）

(3) 受付場所

佐賀県鹿島市大字納富分２６４３番地１

鹿島市役所 ２階　都市建設課　住宅係

４　一般競争入札の場所及び日時

物件番号	入札日	時　間	場　所
4-①	3月22日	11時00分	鹿島市役所5階 大会議室
4-②	3月22日	11時20分	鹿島市役所5階 大会議室
4-③	3月22日	11時40分	鹿島市役所5階 大会議室

５　入札保証金

(1) 入札に参加する者は、３月１６日（入札３業務日前）までに入札保証金として入札金額の１００分の５以上に相当する金額を現金又は支払いを保証した小

切手により納入してください。この入札保証金は、入札終了後に指定の口座へ返還します。ただし、落札者については、契約締結時まで市が保管します。

(2) 入札保証金の鹿島市への帰属

落札者が落札決定の通知を受けた日から５業務日以内に契約の締結をしないときは、その落札を取り消し、入札保証金は市に帰属します。

６　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 一般競争入札に参加する資格のない者がおこなったもの
(2) 当該競争入札について不正行為（談合を含む）をおこなったもの
(3) 入札書に入札者の記名押印又は署名のないもの
(4) 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱及び判読不可能なもの
(5) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたもの
(6) 入札書の金額を訂正したもの
(7) 委任状を持参しない代理人が入札したもの
(8) 同一事項について、１人で２以上の入札をしたもの
(9) 代理人でその資格がないもの
(10) 入札保証金の納入がないもの及び入札保証金の額が入札金額の１００分の５に満たないもの
(11) 上記に掲げるもののほか一般競争入札の条件に違反したもの

７　落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、最高入札者が２人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

８　入札の延期・中止

次の各号のいずれかに該当する入札は延期又は中止します。なお、この場合における損害は入札者の負担とします。

(1) 一般競争入札に参加する者又はこれに関係を有する者が共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき
(2) 天災、事変その他やむを得ない事情が生じたとき

９　契約の締結

(1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から５業務日以内に売買代金の１００

分の１０以上の金額を現金又は支払いを保証した小切手により契約保証金として納入し、売買契約を締結していただきます。ただし、売買契約締結時に売買代金を全額納入する場合は、契約保証金は必要ありません。

(2) 落札者の入札保証金は、前項の契約保証金の全部又は一部に充当します。

(3) 契約は所定の契約書を作成し、市、落札者双方が記名押印した時に成立します。

(4) 売買契約書に貼る収入印紙は、買主の負担となります。

(5) 売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義人以外では行いません。

(6) ２人以上の連名（共有）による申込みも可能です。この場合は、申込書に共有者全員の氏名を記入してください。なお、決定後の名義人の変更はできません。

１０　売買代金の支払方法

(1) 売買代金は、売買契約締結後、現金又は支払いを保証した小切手により全額一括して支払っていただきます（契約の日から６０日以内）。ただし、契約保証金を売買代金の一部に充当する場合は、差し引いた額を一括して支払っていただきます。

(2) 契約保証金を充当しない場合は、契約締結後に返還しますが、利息は付しません。

(3) 売買代金が期限内に支払われない場合は、契約保証金は鹿島市に帰属します。

１１　所有権の移転等

(1) 所有権の移転登記に要する登録免許税は、買主の負担となります。

(2) 所有権の移転の時期は、登記完了のときとなります。

(3) 登記が完了したら登記完了証を提出してください。

１２　その他特記事項

(1) 現地説明会は行いません。申込者は、物件詳細情報を参照のうえ必ず現地を確認してください。

(2) 土地は、現状のまま引渡しとなります。

(3) 買主は、土地の取得後、ご自身の住宅用地（宅地分譲等の業者は分譲用地、住宅用地）又は営業用のための用地として利用してください。

(4) 契約締結日から５年間は、売買物件を第三者に譲渡することはできません。た

だし、宅地分譲等の業者による当該土地の分譲は、この限りではありません。

(5) 契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても市に対して異議を申し立て、又は代金の減額、損害賠償の請求若しくは契約の解除をすることはできません。

(6) 契約の締結日から 10 年間、暴力団や公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所やそれに類する者の目的に使用されることを知っているにも関わらず、所有権を第三者に移転したり、貸したりすることはできません。

(7) 買主は、開発又は建築等を行うに当たっては、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、条例及びその他の関係法令等を遵守しなければいけません。

(8) その他の詳細は、一般競争入札による市有財産の売払い要領を参照してください。

１３　問合せ先

佐賀県鹿島市大字納富分２６４３番地１
鹿島市役所　２階　都市建設課　住宅係
℡０９５４－６３－３４１５